

配偶子(卵・精子・受精卵)

破棄同意書

すこやかレディースクリニック

院長 斎藤 憲康 殿

私たち夫婦は、延長手続きを行わず保存期限を過ぎた場合に、
配偶子(卵・精子・受精卵)を破棄することに同意致します。

凍結日及び同意日

年 月 日

夫 氏名 印

妻 氏名 印

※凍結保存期間は1年間となります。

- ・延長手続きは1年ごと夫婦の申し出により行っています。(最長4年間)
- ・保存期限満了日前までに必ず、延長又は破棄の申し出を行って下さい。
- ・原則、当院からの連絡は行っておりません。
- ・延長手続きを行った場合、こちらの配偶子破棄依頼同意書は更新された保存期限に合わせ自動更新されるものとします。